

平成20年6月6日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午前10時00分 開議)

(出席議員)

- | | | |
|-----|----|-----|
| 1番 | 南 | 政夫 |
| 2番 | 橘 | 照茂 |
| 3番 | 下池 | 外巳造 |
| 4番 | 須磨 | 隆正 |
| 5番 | 越後 | 敏明 |
| 6番 | 田中 | 正文 |
| 7番 | 寺岡 | 真貴子 |
| 8番 | 富澤 | 軒康 |
| 9番 | 櫻井 | 俊一 |
| 10番 | 林 | 一夫 |
| 11番 | 松浦 | 恒義 |
| 12番 | 戸坂 | 忠寸計 |
| 13番 | 小田 | 芳治 |
| 14番 | 辻 | 武美 |
| 15番 | 久木 | 拓栄 |
| 16番 | 木村 | 正男 |
| 17番 | 山本 | 辰榮 |
| 18番 | 稲村 | 幸雄 |

(議案説明のため出席した者の職氏名)

- | | |
|--------|------|
| 町長 | 細川義雄 |
| 副町長 | 坪野高志 |
| 副町長 | 綱木常一 |
| 総務課長 | 木坂孫信 |
| 富来支所長 | 金谷昭一 |
| 企画財政課長 | 新木利夫 |
| 情報推進課 | 宮本俊一 |
| 税務課長 | 藤田好博 |

住 民 課 長	田 村 実
子育て支援課長	狩 野 博
健康福祉課長	柴 田 一 廣
生活安全課長	横 川 外 治
商工観光課長	富 樫 一 就
農林水産課長	播 磨 外喜夫
建 設 課 長	西 清 一
上下水道課長	平 野 敏 一
富来病院事務長	大 村 英 信
会 計 管 理 者	小 山 剛
教 育 長	青 山 源 隆
学校教育課長	向 畠 登
生涯学習課長	小 谷 正 衛

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	中 村 久 明
書 記	西 清 孝

(議事日程)

- 日程第1 町長提出 報告第1号ないし第14号及び議案第46号ないし第49号並びに町政一般
(質疑、質問)
- 日程第2 町長提出 報告第1号ないし第14号及び議案第46号ないし第49号
(委員会付託)

(開 議)

林 一夫議長 ただいまから本日の会議を開きます。
議会だより掲載のため、写真撮影を許可します。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1. 報告第1号ないし第14号及び議案第46号ないし第49号並びに町政一般

(質疑、質問)

林 一夫議長 続いて、町長から提出のありました、報告第1号ないし第14号及び議案第46号ないし第49号並びに町政一般に対する質問を許します。
3番 下池 外巳造 君。

下池外巳造議員 はい、議長。

平成20年第2回志賀町議会定例会において、一般質問をさせていただく3番議員の下池です。

平成19年の11月に、ミシュランガイド東京が出版され、大変話題になりました。ミシュランガイドがアジアに上陸したのは初めてで、東京が選ばれた背景は、日本文化は豊かで洗練された食生活が根付き、それが重要な位置を占めているということだそうで、初のセレクションに挙げられた3つ星は8軒、2つ星は25軒、1つ星は117軒にもなり、累計191軒にもなっております。

3つ星の意味するところは、「そのために旅行する価値がある卓越した料理」、2つ星は、「遠回りしても訪れる価値がある素晴らしい料理」、1つ星は「そのカテゴリーで特に美味しい料理」と評価されるものです。

東京は、その評価の結果、世界一美味しいお店がある都市になりました。

しかし、この国は本当に沢山の美味しい食べ物があるのでしょうか。

我々庶民は、ミシュランガイドのような高級なお店にはなかなか行けませんが、過不足なく、安心して毎日の食事を取ることが大切なのですが、最近のニュースや新聞の報道を見ますと、だんだんと食の安定が脅かされているのが現実ではないでしょうか。

4月からは、政府払い下げの小麦の卸価格が3割の値上げと発表されました。そのおかげで各方面に多大な影響が出てきております。

2006年の秋より、穀物の値上がりが、ニュース等で報じられるようになりました。

2008年3月3日、大豆は1／ブッシェル当たり15.4ドル。2月27日、小麦 1／ブッシェル当たり12.8ドル。4月15日トウモロコシ、1／ブッシェル当たり6.1ドルと、軒並み市場最高値を更新しております。

実に、この価格は2006年の秋に比べれば、大豆で2.5倍、小麦で2.4倍、トウモロコシで2.6倍と跳ね上がっております。

この影響で国内の味噌、醤油の調味料をはじめ、豆腐やパンなど沢山の食品の値上げが4月に入ってから著しく現れております。

また、トウモロコシを主な原料とする家畜の飼料におきましても、2006年の秋より、価格の高騰によりバターやチーズを始めとする乳製品の不足と価格の高騰が4月から現れてきました。

同様に食肉の価格も値上がりをし、食べる物の中で安いと言えるものが無い時代に入ったかのように思えます。

これらの穀物、高騰、長期化の要因は、1に穀物などを原料とするバイオ燃料の需要増、2にオーストラリアや欧州、アジアなどの干ばつ、3に米国のサブプライム住宅ローン低所得者向けの住宅融資問題の影響で、投資ファンドなどの投機マネーが、大量に穀物相場の先物取引に流入したためとあり、4に原油高で輸送コストが上昇、5番目に人口増加予想、2015年には72億人、2030年には83億人との予測にありと新聞等に出ておりました。

また、6月3日から3日間の日程で、ローマで開催されました食糧サミットでは、食糧生産国は食糧の輸出規制をできるだけ緩和するようと呼びかけておりますが、早急には解決しないのではないかと思われます。

以上の事柄は、皆様、テレビのニュースや新聞報道にてご承知と思えます。

また、水産業の方面でも、燃料の価格の高騰により、遠洋漁業の操業が困難であるとのことで、今年から操業の短縮又は廃業とのニュースも報じられており、つくづく国内自給率39パーセントの日本は今後の国民の食に対する安易さが露呈した格好であると思うのは私だけではないと考えます。

以上の事柄から関連する食べ物について、本題に入らせていただきます。

毎日の食べ物、食卓に今日は何が出てくるのか、これも人々の楽しみの中で重要な1つであると思えます。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、1つ目の質問ですが、子供達にとっても大変楽しみな時間であり、特に小中学生の児童におきましては給食の時間は特別のものと思います。

現在、志賀町の給食の親御さんの負担は、月小学生で4,000円、中学生で4,700円と聞いておりますが、現在の食品の高騰に対しての現状と今後どのような時に値上げを考えていかれるのか、お教え願います。

2つ目の質問ですが、地産地消という言葉が言われるようになりました。言葉どおり、地域の食品は地域で消費しましょうということですが、現在、志賀町の学校給食において、どのような品目、また、どのくらいの割合で使われているのでしょうか。

以上、2点担当課長に質問いたします。

次に、食育について、質問させていただきます。

数年前より。食育と書いて字のとおり「食を育てる」「食」を通して学ぶといろいろの問題を食から見直そうとしてきております。

平成17年に食育基本法が施行され、食育推進基本計画も策定されて、平成18年から22年までの5年間をかけて食育を推進するための目標が国で設けられました。

近年、児童・青年に関わらず「きれる」という言葉が異常ともいえるほど犯罪者だけでなく、学校や職場まで広がっているように聞こえます。

これらの原因対策に食育を考え、食育により正していこうと始まったかのように聞いておりますが、当志賀町の学校にての取組みはいかがでしょうか。青山教育長にお聞きします。

以上、3つの質問よろしくお願ひします。

林 一夫議長 向畠学校教育課長。

向畠学校教育課長 はい、議長。

学校教育課長の向畠です。よろしくお願ひいたします。

3番 下池議員さんのご質問にお答えいたします。

最初に志賀町の給食費の保護者負担について、先ほど下池議員さんが述べられましたとおり、小学生で月額4,000円、中学生で月額4,700円を昨年度と同額で保護者より給食費のご負担をいただいております。

下池議員さんのご指摘のとおり、4月より小麦や乳製品などの食材価格

の高騰によりまして、現在は献立や仕入れを何とか創意工夫をし、調味料、大豆加工食品等は年度初めに、また、乾物、冷凍食品、肉類は、各学期ごとに、くだもの、卵、鮮魚は2週間ごとに見積もり合わせをし、納入業者・価格を決定しております。

また、厚生労働省が示す栄養目標量であります小学校の児童で一食当たり640キロカロリー、中学校の生徒で820キロカロリーの基準を堅持し、なおかつ、バランスのとれた料理の組み合わせを考えながら現在、給食の提供を行っております。

今後、食品等の単価が物価に伴い、上昇するならば、学識経験者、学校PTA代表、更に各小中学校の校長で組織されております志賀町学校給食共同調理場運営委員会に諮って検討して参りますが、極力現状を維持したいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

ちなみに、今年度より学校給食費の値上げに踏み切った市町は、小松市、加賀市、輪島市、中能登町で、かほく市が現在検討中とのことであります。

次に、地産地消について、お答えをいたします。

平成18年3月に策定されました食育基本法「食育推進基本計画」により、学校給食においても地場農産物の活用を積極的に推進し、使用する割合の増加を目標に置いて平成22年度までに使用割合を30パーセント以上とすることを目指しております。ちなみに、志賀町の学校給食においては平成19年度におきまして、30パーセント以上の目標を既に達成をしております。

使用品目は地元農協から米を100パーセント使用していますし、他にジャガイモ、サツマイモ、トマト、ナスなど13品目を現在使用しています。鮮魚についても納入業者に依頼をしまして、地元産を取り入れております。

今後も、地場農産物の活用については積極的に取り組み児童・生徒に栄養バランスのとれた食事を提供してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。終わります。

林 一夫議長 青山教育長。

青山 源隆教育長 はい、議長。

3番 下池議員さんのご質問にお答えいたします。

志賀町では、平成19年3月に策定されました第一次志賀町総合計画の中で、たくましい青少年を育てる学校教育の充実事業の一環に食育の推進が上げられています。教育委員会では、学校給食での指導を中心として、総合的な学習の時間や特別活動、各教科など学校の教育活動全般を通して、食育の推進に取り組んでいます。

食育は生きる上での基本となるものであり、知育や体育、徳育の基礎となるべきものであります。私は子供達が様々な経験や学習を通して、食に関する知識と食を選ぶ力を身につけ、またですね、貴重な食べ物に対する感謝の念を持って、健全な食生活を実践できる人間に育ってほしいと願っております。

そこで、志賀町教育委員会では、ご質問にありました具体的な取り組みについては、次のような取り組みを進めております。述べさせていただきます。

1 一日の活動の始まりの源は朝食であること。また基本的な生活リズムの確立が大切であることから、保護者、家庭の方々を巻き込んでの「早寝、早起き、朝ごはん」運動の継続。

2 共同調理場からの「給食だより」、各学校からの「保健だより」などによる広報、啓発活動でございます。

3として、学校栄養職員による給食時間を活用しての各校児童生徒への食に関する巡回指導。

4として、親子給食試食会やPTA活動での食育についての研修会、また、日頃お世話になっている地域の方を交えた交流試食会の奨励。

5 総合的な学習時間等での共同調理場見学による学習と家庭の授業での地元食材を使用した調理実習。

6として、地域の方々のご協力を得ての米作りや野菜づくり等の体験活動の推進等であります。

教育委員会といたしましては、今後も社会状況や子供達の実情を踏まえ、保護者、各家庭、地域の方々のより一層のご理解とご協力を得ながら、着実に食育に取り組んでいきたいと考えております。ご理解とご協力をお願い

いたします。以上でございます。

林 一夫議長 2番 橘 照茂 君。

橘 照茂議員 はい、議長。

平成20年第2回定例会に登壇させていただきます。

まず、最近の細川町長におかれましては、年代を感じさせないほど、若々しい行動力が伝わり、本当にお元気になられたことに喜びを感じておる次第であります。体調は万全であっても、あまり無理はなさらず、今後ともお身体をご自愛いただき、益々町政の舵取りに奮起していただきたいと思っております。

では、質問に入ります。まずは、使用済み核燃料税の導入についてであります。

細川町長は、今定例会の提案理由説明の中で、庁舎内のワーキンググループで使用済み核燃料税の導入について検討したいと申され、一昨日の某新聞にも、その旨の記事が掲載されていましたが、私の思いを入れながら質問させていただきます。

大同合併前の平成15年12月及びその1年後の16年12月定例議会でも、私はこの問題を質問し、以後、ワーキンググループで検討し、平成20年度の課税を目標とすると回答されたと思えます。

当町のプロジェクトとして、旧志賀町から電源立地は大きな柱となっていたものであり、幾度ものトラブルや諸問題はありましたが、共存共栄を模索しながら、志賀原発2号機は間もなく営業運転に入るとのことです。

原発を誘致した町は、町民に安心と安全をアピールする責任があると同時に、原発が安全に運転するよう国・県と連携をとりながら、指導と監視を強化し、また原発を立地したことに対するメリットも最大限に受けるべきかと思えます。

当町の財源として、とても大きなウエイトを占める固定資産税は昨年度が約67億円に対し、今年度は約61億円の予算であり、約6億円もの減額となっており、その主な要因としては、志賀原発2号機の大規模償却資産税で、昨年度が約39億円だったのに対し、今年度は34億円で約5億

円も減り、大幅に減少する予算となっております。

また、大同合併の恩恵として地方に補填される国からの地方交付税は、旧富来町分として10年間入ってくる分のウエイトも大きく、今後は国の財源不足も重なり益々減収となり、さらに平成27年度からは新志賀町として計算され、この先は一挙に少なくなるというシミュレーションが出ています。

とにかく、当町の税収は益々減収となることが避けられない状況であり、思いきった行政改革をしなければならないことはもちろんであり、少しでも増収に繋がることを多方面から模索することも必要ではないでしょうか。

町民福祉や生活環境整備などのサービスを展開しようとしても、財源がなくては町民へのサービスはできず、様々なサービスをするためにも恒久的な財源確保が必要ではないでしょうか。

志賀原発の核燃料税については、県が課税し、2号機の課税分だけでも約38億円でありながら、当町にはまったく配分はありません。

志賀原発が稼働しなければ、新たな核燃料を入れ替えする必要はないのですから、当町への配分を条件付けするようなことも必要かと思えます。

例えば、県から立地市町村に配分を受けている福井県の現状も参考にしながら、より早い時期に志賀町に配分をしてもらえるよう、知事に細川町長と石川県議会議員とで交渉していただくことをお願いしたいと思います。

話は変わり、北陸電力では原子力本部を当町に移していただき、原発関連会社及び社員からの法人・個人町民税だけではなく、衣・食・住でも町の活性化に大きなご貢献をいただいていることには感謝しております。

しかし、もう一つ欲をいうと、当町に住まれている社員の方々に、他の市町村に住民税を納税している社員も少なくないとお聞きしていますので、できるだけ当町にお住まいの方々は、極力、当町に納税していただけるような方向で、北陸電力側に要請していただきたいと思えます。

では、志賀町独自で課税できるものとして、冒頭から話しております使用済み核燃料税の課税への取り組みについて、その現状と今後の課税見通しをお聞きしたいと思います。

次に、町から町民への広報活動の充実策についてお聞きします。

待望のCATV事業がはじまり、町民からは地上デジタル放送だけではなく、IP電話やインターネットのスピードアップと充実、独自放送による広報活動の魅力に大いに期待しております。

様々な広報活動を担当される職員には、新たに大変な事業が加わることとなり、取材や編集など色々と大変でしょうが、町の魅力アップとして大いに活躍していただきたく、期待と応援をしております。

町民の声を反映した分かりやすい広報活動をすることによって、利用促進を図ってもらいたい事業がいくつもあります。

例えば、全町に網羅したコミュニティバスにつきましても、まだまだ利用客は少なく、見直しすべきとの声を聞くことも少なくありません。しかし、これも広報活動不足だったと思うのです。

益々の高齢者率の増加、核家族の進行など社会情勢の変化によって、ご家族を送迎できない家庭は、益々増えてくると思われます。より多くの町民がコミュニティバスを利用していただければ、燃料費の高騰や環境問題にも貢献できると思うのです。

どんなに利用しやすいコース設定をしても、利用していただける方が少なければ、それは血税の無駄と同時に環境破壊となります。いかに利用者を増大させるかは広報活動の充実と、サービスの向上しかないと思うのです。

せっかく展開したサービス事業なのに、今後、町の財政が厳しいからといって削減しないよう、その必要性和利用者促進対策に係る広報活動を今のうちから図るべきだと思います。

また、アクアパーク シ・オンにしても公設民営として、より多くの方に親しまれている施設ですが、広報活動の充実によって、さらに利用客を増やし、健康で生き生きとした町民が増えれば、町からの歳出削減につなげることも可能かと思えます。

指定管理者制度による民間運営かもしれませんが、施設運営に多額の血税を投入しているわけですから、大いにPRして、最小の経費で最大の効果が得られるよう、どんどん情報発信をしてもらいたいと思います。

当町の福祉部門でも他の市町村より、はるかにメリットが高い各種子育て

て支援体制など多くの事業があります。

例えば、中学生までの義務教育期間中は、お子様は無料で医療を受けられるとか、第3子以降のお子様に対しては、小・中・高校生になったときに入学祝金を出すこととか、国民健康保険加入者は5千円で人間ドックを受けられるとか、志賀町ならではの独自のサービスがありますが、果たしてどれだけの方がそれらの恩恵、サービスを知っているでしょうか。

細川町長がよくおっしゃいます「志賀町に住みたい、住んでよかった町づくり」との言葉とは裏腹に、当町のメリットを理解されず、他の市町村に移転される方もいるとお聞きしております。

やはり、他の市町村では受けられないサービスをもっともっとアピールし、当町に住んでよかった、住んでみたいと思ってもらえるようにしなければならないと思います。

いずれにいたしましても、国も地方も財政が厳しくなる昨今、スクラップ・アンド・ビルドを強行し、最小の経費で最大の効果を得る施策を実行しなければならないと思います。

そのためのアピールとして、インターネットによるホームページの充実と情報発信、さらに読みやすく親しまれる町広報紙の発行、そして、待望のCATV事業による広報活動の充実、町からの説明責任など、行政からの広報は町の魅力発信に大きなカギを握っているのではないのでしょうか。

細川町長はいかにそれらの広報体制、広報媒体の充実策を考えているのかをお聞きし、私の質問を終わります。

ご静聴ありがとうございました。

林 一夫議長 細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

2番 橘 議員さんのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目は使用済み核燃料税の導入について、その現状と課税への見通しをとったご質問であります。

ご案内のとおり、地方分権が時代の大きな流れとなっている中で、地方公共団体を取り巻く環境の変化、社会情勢の変化には、非常にめまぐるしいものがありまして、これを支える財政状況には、先行き不透明感が増し

ておりますことは事実であります。

本町におきましても、大規模償却資産に係る固定資産税及び地方交付税のさらなる減収、こういったものが予想されるわけでありまして、益々厳しい状況が予測されております。

このような中、地方分権を支える財政的基盤となる地方税財源の充実・確保に向けて、地方自らが議論を重ねて、その充実・確保を探っていくということが重要であると、こういった認識の下に、本定例会の提案理由説明でも申し上げましたが、先頃、私が委員長として法定外新税創設委員会及びワーキンググループを立ち上げまして、新税のメニュー、課税の可能性などについて具体的に検討を進めていきたいと考えております。

現在の核燃料サイクルの現状では、使用済核燃料を当分の間サイト内に貯蔵せざるを得ない状況であるわけでありまして、このことを踏まえて、原子力発電所との共生といったことを基本にして、新たな財政需要に対応するために、使用済核燃料を視野に入れて、ご質問のとおり課税を目指したいとこのように考えております。

今後につきましては、地方自治体が法定外税を新設しようとする場合は、あらかじめ総務大臣に協議をして、その同意を得なければならない、このようにされておることでありまして、総務省の同意要件のクリア、さらにはまた、過去の総務省見解で示されている納税者の理解を得る努力といったことが必要となっております。

この問題につきましては、ご指摘のとおり合併前に確かにご質問いただきまして、平成20年頃の課税を目標に取り組みたいとお答えしてまいったわけでありましたが、平成19年度からご承知のとおり、地方交付税の不交付団体となっております。課税を目指すには普通税を目指したいとこのように思っておりますので、普通税ですと、不交付団体としての課税というものは非常に難しいという問題点もあるわけでありまして。

いずれにいたしましても、これらの要件を一つひとつクリアすべく、業務の遂行に努力を重ねて参りたい、このように思っておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

また、核燃料税の立地町の配分につきましては、ご存知のとおり、核燃

料税は都道府県への交付金ということになっておるわけでありまして、兼ねてから強く県に対しまして立地町の配分を要望してまいってきておるわけでありまして、今後ともに国・県に対しましても強く要望してまいりたい、このように思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

次に、今後の広報活動の充実策についてのご質問であります。

ご案内のとおり、昨年事業に着手いたしましたケーブルテレビ事業ですが、総務省から有線テレビジョン放送の許可を受けて、6月1日から本放送を開始したところであります。

このケーブルテレビの事業開始によりまして、志賀町では従来の広報紙やホームページに加え、ケーブルテレビによるテレビ放送が新たな町の広報媒体として増えることになりました。

ケーブルテレビは、アナログ放送とデジタル放送のいずれにも対応しておりまして、テレビ放送の中には、志賀町専用のチャンネルを1チャンネル設けて、朝6時から翌日午前1時まで「しかチャンネル」として放送を開始しております。

この「しかチャンネル」では、映像や音声による映像放送、文字で行政情報などをお伝えする文字放送、さらには石川県内では初めてとなるデジタルでのデータ放送など、様々な手法で情報をお伝えすることを予定しております。

映像放送では、町内の身近な情報やイベント、こういったことをきれいな映像でお送りして参りますし、今後、議会の皆様方のご協力を賜りながら、議会本会議が放送できるようになれば、これまではご来庁いただかないと傍聴できなかった本会議が、お茶の間でご覧いただけることになるわけでありまして。

さらに、今回構築するシステムでは、テレビ放送とホームページとの連動化を計画しておりまして、リアルタイムでの情報発信、内容の一元化を図って参りたいと思っております。

以上のように、今後は今までになかったケーブルテレビが町の広報媒体として加わりますので、それぞれの媒体を有効に活用して、住民皆様を始

め、町外の皆様にも魅力ある情報を発信して、広報活動の充実に努めていきたい、このように考えておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。以上であります。

林 一夫議長 7番、寺岡 真貴子 君。

寺岡 真貴子議員 はい、議長。

おはようございます。以下、大きくは2点について先の通告のとおり質問いたしたいと思っております。

まずは、特定健診、がん検診等についてお伺いいたします。

年金・医療・福祉と、社会保障制度全般が、少子高齢化社会の進展を始めとする社会構造の変化に耐え切れず、制度改正の必要が叫ばれ、実際に医療制度改革、後期高齢者医療制度の開始など、毎年毎年、制度改正を繰り返し、政府自体が走りながら考えているような状況のように感じられます。

私自身、持続可能な社会保障制度を構築してほしいという強く願う一人ではありますが、例えば、後期高齢者医療制度一つとっても、4月の開始からわずか3月しか経ていないのに、長寿医療制度と名前を変えて言ってみたり、保険料自体を見直すといったり、実際住民が振り回され、末端の自治体も同様に振り回されるというような状況は大変遺憾であります。

そうした中で、やはり賛否両論を集めたのが、今回の特定健診制度、いわゆるメタボ健診の開始であります。

本町でも、その特定健診は、今月1日から指定医療機関での個別検診、また、3日からは各地区での集団検診が始まっており、出だしとしては大きな混乱もなく滑り出していると聞き、まずはほっとしているところあります。とは言え、これまでの基本健診からの特定健診への制度改正により、3つの心配があります。

まず一点は、本町では、この特定健診が今年度から始まることを、20年の1月から今月まで、毎月毎月、広報しかに掲載するなど、様々な機会を通じて周知徹底に向けて努力をしておりますが、それでもやはり、一部の住民の皆さんには周知が行き渡らない、分かりにくいのではないかと考えております。

そうした中で、制度上は各保険者の責任ではありますが、社会保険等加入者の被扶養者の方、例えばサラリーマンの奥さんの方など、一部住民の方の中で、健診機会が損なわれるのではないかと懸念しております。

2点目は、特定健診がメタボリック症候群対策に重点が置かれていて、その他、これまでは行われていた検診項目等がおざなりにされるのではないかと懸念があります。

3点目は、保険者単位での運用になるため、本町の国保会計を圧迫し、国民健康保険税の更なる値上げに繋がるのではないかと懸念しております。

もちろん、これまでの基本健診は自治体単位で行われており、その健診が保険者単位の特定健診に制度変えをしたわけでありますから、当然、町ができることにも限りがありますし、もちろん財源にも限りがありますけれども、創意工夫をこらして住民の皆さんの健康維持・増進に向けての取り組みを強化して頂きたいとの思いで以下質問を進めてまいります。

先ずは、少し本旨から外れますけれども、この特定健診、がん検診の事業推進の中で、当町の行政のあり方の問題が浮き彫りになっていると思われる点、2点についてご質問いたします。

まず、一点目。制度改正に伴い、一つの課・一つの係に負担が集中していることはないでしょうか。住民の健康を預かる担当職員が体調を崩すような事態を引き起こすようなことがあってはなりません。

18年9月の一般質問でも、組織の効率的な運営に向けて、グループ制の導入を進めるべきだとの旨を提案しましたところ、21年度中の導入を目指すとの答えを得ております。現状を見れば、本年度中に一部試行してみるなど取り組みを早めるべきではないでしょうか。

住民課は、4月から後期高齢者医療制度、特定健診がスタートし、年金特別便等について、窓口並びに電話での問合せ対応も増えているそうです。住民課に限らず、例えば、新たに発足した情報推進課等も業務量が適正かどうかといったこともそうですし、全庁的に、適正な職員配置かどうか確認し、必要があれば、しっかり見直すべきだと考えます。町長のお考えをお伺いいたします。

もう一点、今回の特定健診・がん検診・生活機能評価、それぞれの担

当が、住民課、保健センター、健康福祉課と係が分散しております。受診券と一緒に各対象住民の方の手元に送られた健診日程・会場についての案内のチラシの中では、それぞれの項目について、3つの問い合わせ先の電話番号が記されてありました。これは、ワンストップサービスの考え方に逆行する不親切さではないでしょうか。ワンストップサービスについて町長は基本的にどのように考えておられるのでしょうか。一元化して、住民の利便性を高めるべきではないでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

続いて、健診に関して、個別具体的に質問してまいります。

以前の基本健康診査と検査項目の違いはどこにあるのでしょうか。特定年齢時健診に実施していた歯科指導や肝炎ウイルス検査は、特定健診の検査項目にはあてはまりませんが、どうなるのでしょうか。特定健診においては、貧血検査や心電図検査等は、追加検査項目とされており、健診の必須項目ではありませんが、次年度以降も検査項目として確保すべきだと考えます。町長はどのようにお考えでしょうか。お答えください。

メタボ症候群の方・予備軍の方に向けての保健指導は、徹底される制度になりましたけれども、例えば、貧血や骨粗しょう症など、メタボ症候群対策以外の保健指導は予定しているのでしょうか。お答えください。

今回の健診対象者の手元に届けられたチラシの中では、「女性がん検診は別途ご案内します」と一言添えてありましたが、せめて、いつ頃を予定しているか周知すべきではなかったかと思います。女性がん検診は、9月以降とのことではありますが、どのような予定でしょうか。集団検診・個別検診等どのように対応する予定でしょうか。お聞かせください。

今回の制度改正に伴い、40歳から64歳の国保加入の女性の場合、特定健診のために、病院での個別検診へ一回、大腸・胃・肺ガン検診のために集団検診に1回、また、この後行われる予定の女性がん検診のために1回と、3度も検診に足を運ばなければなりません。

40歳から64歳までの男性についても病院での個別検診と集団検診、2回検診を受けなければなりません。昨年までは、一日で済んでいた検診が、これでは、結局、それぞれの検診の受診率の低下を招き、ひいては、

町民の健康な暮らしを守るための本旨から外れてしまうのではないのでしょうか。例えば、少なくとも、女性がん検診も同一の予定に組み込むなど、来年度以降の仕組みづくりを考えていただきたいと思います。

また、集団検診受付は、どの会場も8時半から10時半のわずか2時間であり、これは短くないでしょうか。対象地区以外の会場でも受診することが可能であるとは言え、それならば、午後の受付の日を設けるなどの配慮も必要ではないでしょうか。胃がん検診のことを考えると、前日から食事制限があったりするために、確かに午前中が適当だと考えられますが、バリウム検査を受けられない方もおられます。

金沢市や津幡町は、集団検診の期間を1か月延長し、特に金沢市は土日を中心に検診日を設定する等、受診率を上げるために、対策を講じているそうであります。いずれにしても、今年度は特定健診事業初年度であり、検診の仕組みも大幅に変わったため、予測も難しいとは思いますが、今年度の状況をしっかり把握し、次年度以降に繋がる仕組みづくりを進めていただきたいと思います。集団検診会場などで、意見箱を設けるなど、受診者の意見・声を聞き取りするべきだと考えます。町長の考えをお聞かせください。

国は今回の特定健診制度導入にあたり、成果主義を引き、受診率65%などの具体的な数値目標を掲げ、達成の度合いに応じて、後期高齢者支援金を増減するという、アメと鞭を予定しているそうであります。

特定健診、がん検診の受診率はどのように想定しているのでしょうか。男性の2人に1人、女性の5人に1人がメタボ予備軍だと言われておりますけれども、保健指導が必要となる人数は、どの程度だと想定しているのでしょうか。保健指導する保健師、管理栄養士は、各1人の体制だと聞いておりますが十分でしょうか。足りない場合はどのような対応を考えているのでしょうか。動機付け支援、積極的支援に該当する全ての人に保健指導をできる体制にあるのでしょうか。お答えください。

また、高齢化の進展に伴う医療費の増大、後期高齢者医療制度の負担分の増加、今回の特定健診制度のスタートなど、国保会計を取り巻く状況は、厳しさを増すばかりだと考えます。現に、今定例会において報告があ

るとおり、4月からの専決処分で、国民健康保険税に後期高齢者支援金分が追加され、所得割・資産割・均等割・平等割いずれも増額されております。

そうした中で、国民健康保険料は、その賦課方式が不均一のままでもあります。合併特例では5年以内に限り不均一課税が認められており、その5年の期限も迫っております。国保税改定はいつ頃を予定しているのでしょうか。やはり、増額は免れないのでしょうか。今後の改定に向けた見通しをお伺いいたします。

次に、定住促進住宅整備に伴う奨励金制度のあり方についてお伺いいたします。

定住促進は、少子高齢化に歯止めのかからない本町にとって、最重要課題の一つであります。4月には、定住促進住宅地造成事業の概要について議会に対して説明がなされ、100万円を上限とする奨励金制度を設ける旨の説明があり、新聞報道にも取り上げられました。

この奨励金制度は、町外への人口流出を抑制するとともに、町外からの転入を促進することを目的とすると説明を受けました。そうした中で、この奨励金制度を定住促進住宅地造成事業で開発された地域に限定することは、定住促進の観点から言えば、外れているのではないのでしょうか。

もちろん、本事業を成功させるために、100パーセントの分譲を目指すことは当然であり、その具体的対策であるわけではありますが、町内の1地区、1エリアだけに人が集まれば良いわけではありません。中山間地、また、町内にも14箇所あるという限界集落にも、定住を促すべでありますし、例えば、門前の人なら、志賀町の中でも西浦地区に住まいできたらいいと考える方もおいでるかもしれません。羽咋の人は、志賀町の中でも下甘田に、中島の人は、土田地区や稗造地区を希望するかもしれません。

限られた財源であることは十分認識しておりますが、そうしたニーズにも対応することで、もちろん定住促進を一層促すわけでありますし、また他方で、人口流出に歯止めのかからない周辺地域のコミュニティ維持に貢献する可能性があるのではないのでしょうか。

町内その他地域で家を建てようと考えていた人が、今回の奨励金制度

のために、1エリアに集まるようであれば、これは、この奨励金制度が目指した趣旨と違ってくるのではないのでしょうか。町内で住宅地を売買したいと考える方の利益を損ねることにも繋がるのではないのでしょうか。定住促進と、各地域のコミュニティ維持についても同時に考えるべきだと考えます。宅地購入や、住宅新築、中古住宅購入に対する助成金や、例えば、空き家を売買し、新たに住まいする場合、改修費の何割かを助成する制度など先進地の事例は多々あります。どのようにお考えか、町長のお考えをお聞かせください。

以上で私の質問を終わります。

林 一夫議長 細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

7番 寺岡議員さんのご質問にお答えをいたします。

特に特定健診・がん検診等について8点ばかりご質問を頂戴いたしました。一つ一つ順を追って、お答えしてまいりたいと思っておりますが、非常に細部に渡ってのご質問でございます。私のほうからは基本的な点についてお答えを申し上げ、場合によっては、細かい点についてはですね、担当課長に答弁させることもあるかと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

まず、1点目の特定健診・がん検診について、制度改正に伴って、一つの課や係に負担が集中しており、適正な職員配置になっているのか、また、必要があれば、見直し、グループ制の導入を急ぐべきでないかと、こういったご質問と、そしてまた、2点目の特定健診・がん検診・生活機能評価の係が分散しており、問合せ先を一元化して住民の利便性を高めるべきではないか、こういったご質問であります。

合併前までは、保健福祉課で医療、保健を集中して担当しておりましたが、近年、介護保険制度の導入、そして保健と医療の連携、各種福祉施策の拡充などによって、業務内容が広範囲に及び、業務量も増大をいたしました。

このため、議員さんも懸念される一課への負担集中ということを避けて、住民サービスを向上させるため、合併時に住民の転入・転出等に連携

する国民健康保険業務を、住民基本台帳を所管する住民課に、また、福祉及び住民検診業務を健康福祉課に分割したものであります。

適正な職員配置につきましては、住民課では、昨年度、後期高齢者医療制度の準備等のため、一時的に大変忙しい時期はございましたが、本年4月の人事異動によって、2名の職員を増員いたしまして、現在、職員の勤務状態も通常どおりとこのように認識をしております。

なお、組織の機動性や連携の向上を図るグループ制につきましては、志賀町集中改革プランに沿って、具体的事項の検討をしておりますので、よろしくお願ひしたい、このように思います。

また、ワンストップサービスは、可能な業務はできる限り集約を図って、住民の皆さんのお問合せなどに対応してまいりますが、個々の専門的な業務については、対応し難い場合もあるわけでありまして、ご指摘の点については、今後も各課の連携を強化するとともに、あらゆる機会をとらえて、住民の皆さんに周知を図りたいとこのように考えております。

なにぶん、制度改正の初年度でありまして、今後の業務の状況を見ながら必要に応じて、職員の配置や組織の改編などを検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思ひます。

続きまして、3点目の今回の特定健診と昨年までの基本健康診査と検査項目の違いはなにか、こういったことでございますが、基本的検査の変更はございませんが、総コレステロールが廃止になり、いわゆる悪玉コレステロールが追加になっております。また、尿潜血検査も廃止といたしました。

特定年齢検診につきましては、昨年度まで、女性の32歳及び男女の41歳、51歳、61歳の方々について、基本健康診査を含む12項目の検査を実施していたわけでありまして、特定健診実施とともに廃止となっております。

平成20年度からは、新たに40歳、50歳、60歳の方に対して、個別に歯科検診を予定しており、また40歳の方と検診で肝機能要指導となった方に対しては、肝炎ウイルス検査を実施する予定であります。

特定健診において、必須項目ではないこの検査項目について、次年度以

降も確保をとのことでございますが、次年度以降も出来るだけ積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

4点目のメタボリック症候群以外の保健指導はとのことでございますが、今年度は、メタボリック症候群に重点を置いて指導に当たりたいと考えております。

ただし、40歳から64歳の方々は医療機関での個別検診となりますので、メタボリック症候群に限らず、他の症状等についても適切な指示を受けることができるようになりました。今後は、メタボリック症候群以外の保健指導についても、取り組みを検討したいと考えております。

次いで、5点目の女性がん検診の予定であります。9月から11月において、土曜、日曜及び夜間検診も実施する予定でありまして、細部については、個別に通知を発送する予定であります。

なお子宮ガン検診については、申し出があれば個別検診での受診も可能でありますので、個別の通知時に案内を送付したいと考えております。

6点目は、検診の体制、受付時間や日程などの現行のあり方の見直しとのことでございますが、今年度、特定健康診査実施の初年度でありまして、検診内容の変更に伴って、住民の方々にご不便をおかけする点多々あるかと思われませんが、今年度の実施状況を踏まえて、出来るだけ住民の方々が検診を受けやすい環境づくりに努めたいと思っております。

次に7点目の特定健診、がん検診の受診率の想定であります。特定健診については、今年度の実施目標を43パーセントと見込んでおります。

がん検診については、昨年度、胃がん26.9パーセント、肺がん32.6パーセント、大腸がん25.4パーセント、子宮がん18パーセント、乳がん17.3パーセントの受診率であり、今年度も同様の受診率を見込んでおります。

特定保健指導実施目標値については、今年度45名を見込んでおります。

また、保健指導する保健師・管理栄養士の体制について十分かとのご質問でございますが、今年度は資格保有職員を配置し取り組んでいますが、5年後にはメタボリックシンドロームの該当者・予備群を10パーセント減少させるという目標値達成を目指してありまして、また、今後様々

な住民のニーズに応えるための体制の強化を図りたいと考えております。

次、8点目は今後の国保税改定に向けた見通しについてであります。

ご指摘のとおり、平成20年度から後期高齢者支援金等課税分として、被保険者の皆さんに負担増をお願いすることになりまして、国保会計を取り巻く状況は厳しいのが現状であります。

また、国保税の改定時期及び今後の改定に向けた見通しとのことですが、今後、医療費の状況、後期高齢者医療制度の状況を考えますと、国保税率の見直しによる増額のケースということも考えられます。

なお、保険税率等の統合、いわゆる不均一の解消につきましては、平成22年度からとこのように考えております。

続きまして、いわゆる定住促進住宅地造成事業の奨励金制度のあり方についてであります。今回の奨励金制度を制定するに至った基本的な考え方についてご説明をさせていただきます。

この事業につきましては、まちづくり交付金事業の採択を受けておりまして、交付金充当後の財源にも有利な合併特例債を充当させて頂いております。

まちづくり交付金事業は、ある一定区域を比較的コンパクトにまとまりのある市街地を形成することを一つのテーマとしておりまして、当町は高浜地区を一つの区域に設定をしまして、U・I・J、いわゆるUターン、Iターン、Jターン、こういった人を対象とした若者の定住促進に向けて、新しいライフスタイルに対応した定住促進住宅地造成事業と市街地の利便性を生かした高齢者社会に対応した高齢者福祉施設整備事業の両輪の施策を軸に採択を受けておるわけでありまして。

今回の奨励金制度につきましても、このまちづくり交付金事業の趣旨の中で、事業効果の促進及び販売促進の意味合いのもとに策定したものでありまして、この奨励金を全町のエリアにまで対象にすることは、現時点では好ましくないとも思っております。

しかしながら、志賀町全域におけるこの人口流出対策、そうした中で地域コミュニティというものをどのようにしていくか、これらについては、寺岡議員さんと同様にですね、大変心配もしておりますし、重要な課題

であると、このように認識をしております。

今後、この点についてはですね、別の角度から捉えてですね、具体的にこうしたいというようなものは持っておりませんが、別の角度から捉えながら、考えながら対応していきたい、このように思っておりますので、よろしくご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上であります。

林 一夫議長 7番 寺岡 真貴子 君。

寺岡 真貴子議員 はい、議長。

先ずは、一点目の特定健診・がん検診等について質問しました中での、集中改革プランの中でグループ制の導入を急ぐべきだという点、一点について再質問をさせていただきます。

答弁の中では、集中改革プランに沿って、具体的に対応していきたいという答弁でありました。集中改革プランの中では、平成21年度からの実施ということになっております。

このグループ制の導入について、私が提案させていただいたのが、平成18年度6月の定例会議会においてです。

それが行政改革・集中改革プランの中にも、項目として上げられておるということはですね、必要性を町としても十分に認識をしておられるということではないでしょうか。

それが実際運用される予定が21年度、なんでそんなに時間が掛るのでしょうか。町長、なんでやと思いますか。その点、お聞かせいただきたいと思います。

民間の会社ならばその2、3年の間につぶれてしまうことあるかもしれません。町長も今年度の当初の初心についても、行政改革が重要であると強く、強く言っておいでますし、また職員の皆さんもそれぞれに頑張っておいでるのも分かるんですが、これやっぱり改革の手がぬるいということではないでしょうか。いかがでしょうか。

確かにグループ制の導入とか、組織機構の見直しといったことは、直接的に目に見えて財政に影響を及ぼすことではないかもしれません。だからといって遅くていいというわけではないと思います。

ただ、これだけじゃないんです。なんでこんなに時間が掛るんやという項目が集中改革プランの中に、まだ沢山あるんです。

それは、一つは例えばバランスシートや行政バランスシートの策定が22年度から実施となっておることです。外部監査の導入も平成22年度からです。今年度の予算編成にあたって、財政健全化計画、議会には示されましたけれども、中長期財政健全化計画の実施も、集中改革プランの中では、平成22年度からということになっております。行政改革をやらんならん根本の理由は、先ほど橘議員の質問の中にも町長答弁されましたとおり、今現在も厳しい財政状況が今後さらに厳しさを増して、口を開けてこの先に待っていると、この認識が町長を始めとして、この議会の中でも、ここにおいで執行部の皆さんの中でも共通認識としてあるからだと認識しております。

その財政状況をしっかりと分析して、その財政状況をつまびらかにして、その分析結果を職員の皆さんはもとより、住民の皆さんも一緒にしっかり把握して、その上で私たちの町が、ここが弱くて、どこ直さんならんて、どっち向いて何していかんならんか、このことを見えてくること、財政の分析あって、初めて分かることが沢山あるんじゃないでしょうか。

グループ制の導入もそうですし、バランスシートやとか、行政コスト計算書の前倒しの実施、策定と公表、できませんでしょうか。町長のお考えをもう一度お聞かせいただきたいと思います。

次に、国民健康保険税のことについて、お伺いしたいと思います。

国保税の今後の改定の見通しはいかがですかと聞きましたところ、先ほどのご答弁、22年度からの改定になるかと、そして増額もありうるのではないかとのご答弁であったかと思えます。

増額するに際し、その増額にいたる議論の過程とその根拠をつまびらかにして欲しいということはもちろん、徹底していただきたいことでもありますけれども、それよりも、もっと徹底していただきたいこと、住民の皆さんにしっかりとお知らせしていただきたいということです。

先ほども述べましたし、町長の先ほどのご答弁の中にもありましたけれども、今定例会の専決処分に上がっております報告案件、4月から国保

税の増額されております。

所得割が課税所得掛ける1.7パーセント、資産割が固定資産税掛ける4.5パーセント、均等割が一人につき6,200円の増額、世帯別平等割が7,200円の増額です。

これは固定資産税を払っていない課税所得が100万円の一人暮らしの家庭で考えたときに年間30,400円の増税です。国民年金だけといったような非課税の年金暮らしで一人暮らしの方でも、年間均等割と平等割で13,400円の増額です。

これが、今月の広報、ここにあるんですけども、町長にもちょっと見ていただきたいんですけど。

これがですね、今月の広報で国民健康保険税の区分追加、変更、括弧追加というお知らせのタイトルでですね、わずか5、6行、この中で平成20年4月から長寿医療制度、括弧、後期高齢者医療制度が創設されることに伴い、これまでの医療分、介護分に加え、平成20年度から国民健康保険税の中に後期高齢者支援金等課税額、後期高齢者支援分が次のとおり設けられますと書いてあります。

これで、先ほど申し上げた所得割や資産割、平等割、均等割の一覧の表が載せてあるわけです。これで果たして何人の人が、これで自分の国保税が増額したって分かるのでしょうか。

そしてこの金額がなんで増えたか、なんで足りなかったか、お分かりになりますでしょうか、町長。いかがでしょうか。

後期高齢者医療が始まったから、国保税が上がるんですよと言われて、はい、そうですかと納得できる方、何人おいででしょうか。やっぱり説明が足りないんじゃないでしょうか。町長、いかがでしょうか。感想をお聞かせ願いたいと思います。

これは確かに、後期高齢者医療制度の開始の混乱が招いた結果だと思っておりますし、それに対し、各自治体が振り回された結果なのかなというふうに感じておりますが、それでも国が悪いから仕方ないやないかと、そういつて済まされる問題ではありません。

住民の皆さんと直に対する町として、この増額が現に今7月から第1

期納期始まるわけであります。もう一度、志賀町国民健康保険の加入者の皆さんに、例えば、志賀と富来の保険税額の違いやとか、支援金追加分が増額になったこと、しっかりとお知らせしていただきたいなと思います。

そして、今後の国保税改定にあたって、なんで総額せんならんか、そして、どういった過程で、どういった議論を経て増額になるのか。あらかじめ住民の皆さんに分かりやすいかたちで説明をいただきたいと思います。

この周知のあり方、お知らせの仕方について、町長、どのようにお考えかお聞かせいただきたいと思います。

以上で再質問を終わります。

林 一夫議長 細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

寺岡さんの再質問にお答えしたいと思います。

グループ制の問題についてですね、集中改革プランに沿って、今進めておるといことなんですが、なんでそんなに時間が掛るげというご意見もございました。

確かに、無駄に時間を費やしているわけではございませんので。やはり私もですね、グループ制というものは、例えば、課をまたがってのグループ制とか、課内のグループ制といろいろありまして、課をまたがってのグループ制となると、いろんな問題も生じてくるわけなんで、そういったことをですね、本当に住民福祉の向上に繋がるような合理化に持っていくたいというようなことで集中改革プランでは今進めておりますので、できるだけ早く進めてまいりたいと思いますし、それから先ほど、こういった策定の公表をなんかせよということなので、決して秘密でやっておるわけではありません。公表できるときには公表したいと思います。

それから、国保税につきましてはですね、なかなか私自身も本当は、本会議場で不穏当な発言ですけども、後期高齢者制度はあんまり賛成じゃないんです。ですから、町長会あたりでも、こういう点が気に入らんとか、不満だとかそういうことを申し上げてきたんですが、いずれにしても、後期高齢者制度にしる、さらに国保税も絡んでおりますけど、まさに先行き不透明な状態で、また国自体が改めるとか、なんかいろいろなことやって

おりますので、そういったものも見定めながらですね、やはり、先ほどい
ただきましたそういったことについてもですね、どうしてこうなるだろう
といったことは詳しく住民には分かりやすいように早く説明していきたい、
こういう具合に思いますので、よろしくお願ひしたいと申します。以上で
す。

(議長と呼ぶ声あり)

林 一夫議長 以上をもちまして、質疑及び質問を終結いたします。

日程第3. 町長提出 報告第1号ないし第14号及び議案第46号ないし第49号

(委員会付託)

林 一夫議長 続いて、町長提出 報告第1号ないし第14号及び議案第46号な
いし第49号を、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託い
たします。

(休 会)

林 一夫議長 次に、休会の件について、お諮りいたします。委員会審査等のため、明
7日から12日までの6日間は、休会いたしたいと申します。これに、ご
異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

ご異議なしと認めます。よって、明7日から12日までの6日間は、休会
することに決しました。次回は、6月13日、午後2時から会議を開きま
す。本日は、これにて散会いたします。

(午前 11時18分 散会)
